

令和6年度税制改正により、 地方拠点強化税制は さらにメリットが向上します！

- ✓ 適用期限を延長します！
 - **令和8年3月末まで**、2年間の延長
- ✓ 本制度の対象範囲を拡大します！
 - 「**商業事業部門の一部（オンライン営業）**」及び「**サービス事業部門の一部（調査、企画、人事業務等の受託事業）**」の追加
 - 事務所・研究所・研修所の新設と併せて整備する「**子育て施設**」の対象施設への追加
- ✓ 起算日の見直しにより、メリットが向上します！
 - 移転型について、「**事業供用開始日から1年間を経過する日までに**」雇用増の過半数を東京23区からの転勤者とすることに変更。
 - 施設を新設する場合の雇用促進税制の対象となる期間は、「**事業供用開始年度から3年度間**」に変更

制度の詳細は裏面をチェック ✓

※改正地域再生法は令和6年4月19日より公布・施行されております。

※詳細な要件については、担当部局までお問い合わせください。



内閣府地方創生推進事務局

地方拠点 強化税制

地方拠点強化税制とは？

- 企業が**本社機能(管理部門や調査企画部門等を有する事務所、研究所、研修所)**の全部/一部を、
- ✓ **東京23区から地方へ移転**する場合、
 - ✓ **地方で拡充/東京23区以外から地方に移転**する場合、**オフィス減税**や**雇用促進税制**の適用を受けることができます。

※ 都道府県から、一定の条件を満たす**整備計画の認定**を受けた企業が対象

オフィス 減税

オフィス減税とは？

地方で**本社機能を有する施設を新設/増設**する場合に、**建物等の取得価額**に応じて、**特別償却/税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる施設：**事務所、研究所、研修所**（※工場や店舗は対象外）
上記施設の新設と併せて整備する**子育て施設**

※ 業種の指定なし

- 東京23区から地方へ移転する場合（移転型事業）
特別償却：**25%** or 税額控除：**7%**
- 地方で拡充する場合/東京23区以外から地方へ移転する場合（拡充型事業）
特別償却：**15%** or 税額控除：**4%**

雇用促進 税制

雇用促進税制とは？

地方で**新たに従業員を雇い入れる**場合などに、その**増加数**に応じて、**税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる従業員：
地方で**新たに雇用**、または**地方に転勤**した従業員（※）
※期間の定めのないフルタイム雇用。原則、**企業全体で増加した従業員数**が上限

- 移転型事業
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **90万円**
3年間の適用期間における税額控除：一人当たり、最大 **170万円**
このうち、最大 **120万円**は、**オフィス減税と併用可能**
- 拡充型事業
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **30万円**
※ 税額控除額は、要件によって異なります。詳細は担当部局までお問い合わせください

<詳細な要件、ご不明な点、ご相談などについては、担当部局までお問い合わせを！>

お問合せ先

(地方拠点強化税制全般・オフィス減税)

03-3501-1697

内閣府 地方創生推進事務局
(経済産業省 地域経済産業政策課内)

(雇用促進税制)

03-3502-6770

内閣府 地方創生推進事務局
(厚生労働省 雇用政策課内)

<その他、都道府県で独自の支援制度を設けている場合がありますので、各都道府県にもお問合せください！>